

(議長)

日程第10、議案第4号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第4号、江差町一般会計、失礼しました。令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正につきましては、行政情報化・電子自治体推進事業のほか、一般事業における追加補正など、13の事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,697万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,323万2千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案4号について、補足説明させていただきます。議案書19ページの補正予算構成表をご覧ください。

はじめに、行政情報化・電子自治体推進事業です。

本事業は、自治体中間サーバーを共同化・集約化した自治体中間サーバー・プラットフォームを提供している地方公共団体情報システム機構・ジェイリスに対する負担金に係るもので、具体的には、マイナンバー等の特定個人情報行政機関同士で安全に通信できるよう国が設置する情報提供ネットワークシステムと、地方公共団体の各業務システム間で特定個人情報の連携を仲介するために必要な中間サーバーを整備するものです。

中間サーバーのハードウェア整備主体は町となっており、現行システムから次期システムへ移行するための経費をジェイリスに拠出します。補正額は、261万9千円。財源は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。

次に、人事給与システム改修・会計年度任用職員勤勉手当です。

昨年度に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となったことに伴い、対象となる職員に勤勉手当を適切に支給する必要があるため、現在の給与システムを改修するものです。補正額は、57万2千円です。

次に、伝統文化のまちづくり共創型空港アクセス改善事業です。資料4も併せてご覧ください。

檜山南部と函館空港との公共交通アクセスは、バスの乗り入れが必要であり、3時間強と非常に長い移動時間が課題の一つとなっているところ、観光客や帰省客の公共交通需要の開拓と利用促進を図るため、夏期のイベント開催時期や年末年始の帰省時期において、函館空港から江差・厚沢部・上ノ国の3町へ直行する乗合タクシー、仮称かもめ号の実証運行事業に参画するものです。

函館タクシー株式会社を実施主体とし、当該檜山南部3町と、檜山振興局及び北海道エアポート株式会社を共創パートナーとして、函館空港アクセス改善プラットフォームを構成し、事業を実施するもので、実施主体である函館タクシー株式会社に対する負担金のほか、アンケート調査費等を措置します。補正額は、106万円。全額一般財源です。

次に、個人住民税定額減税を補足する給付金に係る総合行政システム改修委託業務です。

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正の大綱によって、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることになりましたが、定額減税を控除しきれない方に対して、差額を給付する必要があることから、対象者の抽出及び給付額を算定するために総合行政システムを改修します。

給付金については、8月以降の給付を予定しており、金額が固まり次第、専決処分、或いは予算補正をお願いします。補正額は、88万7千円。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

次に、令和6年度低所得者世帯価格高騰支援給付金事業です。

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、物価高騰による家計への影響を踏まえ、令和6年度個人住民税が新たに非課税となった世帯、又は住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。また、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対して、児童1人当たり5万円のこども加算を給付します。

今回の補正は、給付に先立ち、対象者の抽出及び給付金振込データを作成するため

のシステム改修を実施するものです。

給付金については、本年8月以降の給付を予定しており、金額が固まり次第、専決処分、或いは予算補正をお願いします。補正額は、97万3千円。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

次に、総合行政システム改修・児童手当の異次元の少子化対策です。

本事業は、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略に基づく、令和6年度の児童手当の抜本的拡充に関するもので、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するべく、所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長するとともに、第3子以降の支給額を月3万円とするなどの見直しがなされたことに伴い、本12月支給分から対応出来るよう、総合行政システムを改修するものです。補正額は、120万2千円。財源は、子ども・子育て支援事業費補助金です。

次に、保育所広域入所です。

広域入所とは、児童の居住地以外の市区町村の保育施設の入所を希望する場合に、市区町村間で調整を行うことで、希望する保育施設の利用が可能となる制度で、今回は、保護者の勤務地の都合によって、上ノ国町立上ノ国保育所へ入所を希望された児童の保育に係る、当町が上ノ国町に対して支払う委託料を措置するものです。補正額は、139万4千円。全額一般財源です。

次に、ゼロカーボン推進業務です。資料1下段もあわせてご覧ください。

本業務は、議案第1号で議決頂きました江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例第22条に規定する江差町再生可能エネルギー検討協議会の設置・運営経費、及び再エネゾーニングマップを反映する江差町地域温暖化対策実行計画・区域施策編の更新等に係る業務委託費を措置するものです。補正額は、547万4千円。全額一般財源です。

次に、経営所得安定対策等推進事業です。

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るため、水田活用の直接支払交付金の手続き等に必要な経費を措置するもので、江差町地域農業再生計画を実施主体とする間接補助事業です。補正額は、82万2千円。全額道支出金です。

次に、海洋体験充実事業です。資料5をご覧ください。

去る5月29日開会の第3回臨時会で行政報告致しました株式会社アイビック様からの企業版ふるさと納税を活用する事業で、寄附意向に基づき、北海道江差観光みらい機構の基盤確立を図るべく、マリンフェスタ等の海洋体験イベントを充実するための備品等を整備するものです。みらい機構への補助事業として実施します。補正額は、100万円。財源は、当該寄附金の全額です。

次に、小学校図書整備と中学校図書整備を関連がございましたので、あわせて説明致します。

本事業につきましても、第3回臨時会で行政報告したのですが、町内の有限会社オオフル建築設計事務所様からの御寄附を活用する事業で、寄附意向に基づき、学校図書を充実させるため、町立小・中学校5校の図書購入費について、各校2万円ずつ増額します。補正額は、10万円。財源は、当該寄附金の全額です。

最後に、芸術鑑賞事業・音楽の遊園地です。資料6をご覧ください。

日本のクラシック界を支える至宝とも言えるメンバーを要する株式会社ハナミズキ音楽事務所による、聞いて、踊って、みんなで楽しめる、幼児から入場できる親子で楽しむコンサートを実施するものです。文化会館大ホールを遊園地に見立て、幅広い年代が、音楽と戯れ・音楽と遊び・音楽に出逢える機会を創出します。

また、圧倒的な演奏技術で、豊富な経験を持ったハナミズキのプレイヤーによる一般向けコンサートも、日にちを分けて実施致します。公演月日は、本年11月12日火曜日、翌13日水曜日。両コンサートとも入場料は無料です。

補正額は、87万6千円。全額一般財源として措置しておりますが、北海道公立学校職員互助会の助成事業として実施するものであり、20万円程度の助成金を見込んでおります。助成金額が確定次第、別途財源更正をさせていただきます。

以上、13事業の補正額の合計は、1,697万9千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第6号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第6号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第6号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

今回の補正につきましては、江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業のほか、一般事業における追加補正など、3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,596万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億4,920万円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは、議案第6号について、補足説明させていただきます。

議案書その2、3ページの補正予算構成表をご覧ください。

関連がございますので、江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業と江差マース事業を一括して説明させていただきます。追加資料9をご覧ください。

本事業は、昨年度に策定した江差町地域公共交通計画の推進を図る、江差町地域公

公共交通活性化協議会に対する運営経費を増額するもので、具体的には、過去3年間の実証実験を踏まえ、今年8月1日より本格運行を開始する江差マースに係る経費です。

2事業で構成されている理由は、自主財源を持たない協議会に対し、江差マース全体の経費を一度負担金として支出した上で、契約実務上、町が実施主体となる運行業務については、協議会から補助を受けて事業を進める方法となるためです。

補正額は、協議会負担金事業が1,516万9千円、江差マース事業が788万9千円です。財源につきまして、負担金事業は、全額一般財源としておりますが、協議会では国土交通省、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用を見込んでおり、事業費が確定した後、協議会負担金の残額と合せて、町へ戻入されることとなっております。

また江差マース事業の財源は、雑入として協議会からの補助となっております。

次に、コミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備です。追加資料10も合わせてご覧ください。

去る6月6日、供用開始しましたコミュニティプラザえさしにつきまして、消防法上の用途変更等により、消防用設備の見直しが必要となりましたことに伴い、自動火災報知設備を追加するものです。

また、同設備の追加による保守点検費用の不足額を補います。補正額は、291万円。全額一般財源です。

以上、追加補正3事業の補正額の合計は、2,596万8千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

私からの補足説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願い致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

私の方から、コミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備について、補足説明をさせていただきます。

追加でお配りしました、資料の、資料ナンバー2の、3ページから5ページ、資料10にコミュニティプラザえさし自動火災報知設備整備の概要と、追加整備に係る経過の資料を付けさせていただきました。付けさせて頂いておりますので、併せてご覧頂ければと思います。

この件につきましては、6月4日に開催されました全員協議会の場におきまして説明をさせていただきましたが、追加資料の4ページから5ページにかけて、経過を時系列

で整理させて頂きました。

主なポイントについて、説明をさせて頂きますと、令和4年11月30日、基本設計の完了時点では、基本設計図には自動火災報知設備に関する記述がございますが、令和5年2月15日の内容の通り、実施設計の段階で建築基準法上は集会施設ではありますが、小規模であるため、集会場には該当しない、町民センターとして進めることを振興局の建設指導課にも確認し、進めてきた状況でございます。

実施設計段階における江差町と江差消防署とのやり取りについてですが、令和5年2月17日に江差町の建設水道課から実施設計が開始になった事の連絡と基本設計段階の図面の提供を行っております。

設計業者と江差消防署とのやり取りについてですが、資料には記載をしておりませんが、設計業者からの聞き取りでは、令和5年4月頃に設計業者から江差消防署へ自動火災報知機の必要性の有無及び厨房ガス機器設置に関する質疑を電話連絡で行ったとの説明を受けております。

しかしながら、設計業者においても、この電話連絡についての記録は残っておらず、江差消防署においても記録は残されておらず、事実関係の確認は取れておりません。

令和5年6月9日に実施設計業務は完了しておりますが、実施設計図面には、自動火災報知設備に関する記載はございません。

7月26日付で江差消防署におきまして、民間の指定確認検査機関からの建築基準法に基づく同意申請書を受理し、同日付で同意書を通知しております。

一方で、江差消防署におきましては、8月3日付けでエコーを集会場に該当するものとして必要な消防用設備について記載をした通知書を江差町に対して発出しております。

確認申請について、江差消防署の同意があったこと、又、8月16日に確認済み証の交付があったことから、江差消防署からの通知について、まちづくり推進課内及び関係課において情報共有を適切に行わないまま、消防法上の取り扱いにおいて、集会場には該当しないと判断し、建設上進めてきたところでございます。

令和6年5月24日に別用務でエコーを訪れた消防職員が、自動火災報知設備などが設置されていないことを確認し、江差町の担当者に連絡がありました。

これを受けまして、発注業務を所管致します、まちづくり推進課、設計などの技術的支援をお願いしている建設水道課、江差消防署において、これまでの経過を改めて整理をしながら、対応について協議を行ったところでございます。

協議を踏まえまして、5月31日付けで、建築確認申請に基づく町民センターの用途で江差消防署に対し、防火対象物使用開始届出書を提出し、同日付で使用開始検査済み証の交付を受けたところですが、小規模施設ではあるものの、不特定多数の方が利用する施設であることに鑑み、江差消防署の見解も踏まえまして、町民センターから集会場への変更の届出を行ったところです。

これに伴いまして、自動火災報知設備や避難はしごなどの設置が必要となりますが、

江差消防署からの指示を仰ぎながら、それまでの間の措置と致しまして、6月5日に連動式火災警報器や二連はしごの設置、あるいは、避難訓練の実施など必要な措置をとった上で、6月6日エコーのオープンに至ったものでございます。

今回、予算補正をお願いしている内容につきましては、追加資料の3ページに記載をしております。

自動火災報知設備の設置工事及び自動火災報知設備設置に伴う消防設備点検に係る委託料の増額をお願いするものでございます。

自動火災報知設備に関しましては、1階に熱感知器32か所、煙感知器1か所の計33か所。2階に熱感知器7か所、煙感知器2か所の計9か所。全体で42か所に機器を設置致します。

また、事務室内に受信機を設置する内容でございまして、設置箇所につきましては、資料に記載の通りですが、江差消防署とも協議を行ったうえで、整理をしているものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(室井議員)

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

えー本当は、したくないんだけどね、あの一これをね、放置してるとね、江差町がね、軽蔑される。

ね、皆さんがどうこうって言うんじゃない。いいですか。

まず一つ言います。

この自動火災報知機、ね、保守点検3万除く288万ですよ、今回補正で上がっているの。これ当初から申請してると、まず二分の一はね、補助金で貰えますよね。これ900の半分くらいで済みますよね。大雑把に言ってそうですよね。あの一今までの答弁から見て行くと。

そうするとですね、一般会計から、まあ、150万近くが支出。勿体ない。本当に無駄な支出だと思いますよ。これをまず、どうね、総括するのか、これが第1点。

それと、このコンサルタント。これ今回のね、設計管理、実施設計含めて、これ2

千なんぼですかこれ。相当の金額なんだよね。あっ2, 600万くらいですよ。令和5年度の。そうですよね。間違いないですね。

して、令和4年の2, 666万、これ支払ってますよね。これ全部でいくらになるんですか。5千万も5千何百万も払ってるでないですか。このコンサルに。

ここに何もね。何も、ただ、あっそうですかで終わったんですか。何も責任ね、お金がどうこうって言いませんよ。一つ、けじめとして然るべきじゃないですか。

このコンサル、相当、江差町のあそこに絡んで、相当なコンサル料を貰ってますよ。まだ入ってますよ。こういう事を許していいんでしょうか。

きちっとね、お金どうこうって言わないけども、町として、ちゃんとした対応を図るべきだと私は思うんですが如何ですか。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

室井議員からのご質問にご答弁申し上げます。

まず、今回の消防用設備に関する経費288万の部分で、もし、令和5年度に一体として工事を行った場合には、国庫補助の対象になったのではないかとということでございます。

えー令和5年度にですね、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプの交付決定を受けて実施しております。えー当然、えーこちらの中で、もし、その事業が組み込まれていれば、その部分も補助対象になったというふうに理解しておりますので、えーその部分については、担当課としても、おー申し訳無いというふうに思っております。

2点目、えーコンサルの部分でございます。コンサルの部分では、あー実施設計の段階で、集会所に該当しないという判断で実施設計がなされておまして、まっ発注する江差町の場合、江差町役場の方でも同じような判断のまま、進めてしまったというところでございます。

先般、コンサルの方とも色々協議させて頂きました。えー先程の経過の説明の中でもございましたが、えー消防署の方に確認をしたというふうな説明を受けておりますが、その記録も残っていないという状況でございます。えーその分については当然、えー仕事を進めるに当たっては、あー記録を残す等々ですね、当然の事として、行うべき事は、怠っていたというふうに考えております。

そういった部分で、コンサルの方にもですね、えーそこに落ち度はあることについて

ては、あの一お伝えはしております、その点につきましては、コンサルの側でも十分理解はしているというふうに理解しております。

私の方からは、以上でございます。

(議長)

副町長

「副町長」

えーと、2問目の方だけ、私から噛み砕いて、ご答弁申し上げます。

えーこのまゝ資料を見ても、分かる通り、本来であれば、このコンサルの事業者が設計段階で、建築基準法だけではなくて、消防法上の事も含めて、きちっと調査をして設計業務を組む、これが当たり前だろうというふうに私も思っております。

ただし、この途中で言えば、8月3日の時点で、消防から役場の方に通知がなされたものが、ま、前回の全員協議会でも報告説明した通り、決裁合議等がなされていないという、発注者の責任もここに負われる訳です。

今日、本会議場でこの補正をご提案申し上げて、そして今現在ま、室井議員から質問と、まゝ忠告も含めて頂いた訳でございますので、その御意見は、あー私、まゝ副町長の立場でも、十分対しながら、今この場で、えー、あーだ、こーだっていう形での断言についての答弁はちょっと控えさせていただきます。

いずれにしても、気持ちも十分に分かりますし、そのことをあの、私の段階でまゝ、はっきり申し上げる部分出来ませんけども、十分、意を、あの汲んでおきます。はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あのね、課長、課長はね、あのこの仕事途中からこうやって資料作った、今の答弁はね、私は、それで課長の段階の答弁は、それでいいと思います。

ただね、副町長、これそんなにけじめ付けられないんですか。今までいくら払っているんですか、これずっと。ここ何年。この位の事にね、やっぱりね、呼び付けてね、厳しくね、注意する、ペナルティーを与えるべきでないですか。結論言えば。

なんであとで考えなきゃないんですか。誰が常識的に考えたっておかしいっていうんでないんですか。

もう一度、答弁願いたいと思います。町長、もしあれだったら町長答弁して下さい。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。あの一、決してあの議会で今日、室井議員から、まあ言われたんでって言うことを、まあ、それはそれとして対しますけども、これだけ本当に大きな、やっと出来たハード事業をですね、入り口の段階でご迷惑掛けたことに深く私も反省しております。

え一事業者には、早々に、今言った私の答弁内容を踏まえて、注意は最低限与えたいとこのように思います。

以上です。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

え一只今の説明を受けまして、工期が2カ月という事でございます。と申しますと、まあ完成は、まあ当然、完成は8月の下旬になるということですけど。

なんでこういう質問を致しますかという、まあ、オープン以来大体まあ、10日くらい過ぎた訳ですけども、大変、こう小中学生の子供さんが多く集まって、まあ活発に活用されております。

ただあの施設はですね、あの一、飲酒、お酒の持ち込みが可能という建物でございまして、その中に、2階に子供さん達のフリースペースが有ると言う訳でございまして、ま、その辺のところは、子供さん達の、お一小中学生の自主性に任せるとして、あまり細い規制はしない方がいいと思いますけれども。

やはりですね、ただあの場所はですね、姥神大神宮渡御祭については、あの辺がねえ大変混雑する。勿論、あの場所へは、大体7時から8時、殆どの方が飲酒をして、あの場所に集まるという、そういう場所なもんですから、ま、その辺だけが私、懸念材料としてあるんですよ。

まあ、今日ここで恐らく承認になるんですよ、火災報知機はね。

工期はですね、出来るだけお祭りまでに済ませるようにして、きちんとした体制で祭りを迎える。

そのことが子供達の安全にも繋がりますんで、是非ですね、そういう配慮をすべきだと思いますが、担当課いかがでしょうか。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えー飯田議員からのご質問にご答弁申し上げます。

えーまあ、工期が約2か月ということで、えーつとまあ、単純に言いますと、お祭りの時期までには間に合わないのかなというふうに思っております。

で、懸念される、うーまあ、お祭り時期の飲食、まあお酒だとか入った状態で、まあ利用される方も有るっというふうに思います。

で、えーその分につきましては、職員の配置なども含めまして、えートラブルなどが無いようにですね、配慮はして参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

田畑議員

「田畑議員」

えー同僚議員が色んなことを言っていましたんで、私は、このマクロ的な話をしたいと思えますんで。

えー何故、あの、この、280いくら、お金、何故補正を組んだのか、私は理解出来ないんです。当然、ゆう、納税者にも大きな負担が掛かります。えー納税者は、全く責任無いと思います。

この事業で、何だかこの、ばふらっとした感じがしてまして、時系列的な事は、課長説明した、しましたけれども、責任の所在が何かこうハッキリしません。

私は一般質問でも言いましたが、ガバナンスがなってないと言った、言いました。

ですから、あの一私は、担当者、当然責任者ですから、照井町長と消防署長は、私は懲戒処分に値すると思っておりますので、そのことをここには申し上げたい。

ただ、この手続きが僕は分かりません。議長が言って貰えるのか、何かあの会議持つのか分かりませんが、えーまずこれを、あの一質問をさせていただきます。

私は、あの早急に、懲罰、懲戒処分の、えー事を進めて頂きたいと思っております。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 16 : 32

再開 16 : 33

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

町長。

「町長」

えー質問のご趣旨は、私と消防署の濱野署長の処分だということ、懲戒処分だということですけども、そもそも私には懲戒処分はございません。

懲戒処分というものは無くてですね、条例で私の給与を削減するとか、そういうような提案の仕方しか無くてですね、懲戒処分私が、えー減給何か月、何パーセントとか、或いはですね、えー出勤停止とか、そういうような懲戒処分は町長はすることが出来ませんので、私の責任の取り方というのは、この議会に減額、給与を減額するというような条例を提案することかなというふうに思ってます。

もう一方の消防署長ですけども、組織が違います。

組織は檜山広域行政組合消防本部の中にある、江差消防署という所に位置付けが有りまして、そういった議論の中では、あー本来的には、えー行政く、えー檜山広域行政組合の議会で、議論されるべき事かなというふうに思っております。

えー先程、副町長、或いはは担当課長からも説明もしましたが、それぞれの場面でそれぞれの責任が有るというふうに我々も痛感しています。

それは、事業者も、設計を行った事業者、そして、江差町、消防署それぞれがそれぞれの立場でしっかりやるべきことをやっていれば防げたミスだったというふうに思っております、私自身も責任を感じているところでございます。

以上でございますので、ご理解頂ければなと思っております。

「田畑議員」

議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

えーあの一3月の時点の段階で、3億4千いくらですか。この、このコミュニティプラザの事業費。ま、ほぼ困窮したと思っているんですが、町民も当然、これは全て、もう、あの一計画通り行っていると思っています。

当然、中の設備を含めて、きちっと、あの一完結したと思ってはいますが、急に降って湧いたようなこんな事業、あの一手続きの不備というか、これはあくまでも、これは、もう本当に管理者の、私はミステイクだと思っています。

それを、やはりしっかりとですね、責任を取って、何も罪の無い有権者の納税者の

お金は使わせることは出来ません。断固反対します。

ですから、先程言ったようなシステムは分かりませんが、懲戒の処分に値すると思っています。

「西海谷議員」

質問じゃねーぞ

(議長)

質問じゃないですよ、今のね。

「打越議員」

議長。このまましゃべってもね、言った言わない、ね、あーだこーだいったって埒が明かないしょ。ここは1点だけ聞いて、

(議長)

はい。

(議長)

はい、えー町長。

「町長」

えー先程、ご答弁申し上げたつもりですけども、田畑議員が要求されております懲戒処分というのは、今この場で出来ないというのを答弁させて頂いたつもりでございます。

繰り返しご答弁申し上げますけれども、私自身に懲戒という、まっ、ものは出来ません。

それは、あー、何度も、いやーちょっと何度も町長として責任を取るというところで、私とか副町長が減給をする、給与を減給するという条例案を提案させて頂いて、何度か可決して頂いております。

もう一方の、おー消防署長のお話は、先程申し上げた通り、檜山広域行政組合消防本部、えー江差消防署の組織にありますので、それは、管轄がここの場の議会では無くて、基本的には檜山広域行政組合の議会の方で議論されるべき事案だというふうに、私は考えています。

そのシステムがどうであるのかということ自体はですね、是非、議員として、住民の代表として議会に出席されている田畑議員がお調べになって、手続きをして頂いて、我々に対して、提案をして頂くということが必要ではないかなというふうに思いますので、ご理解頂ければなと思います。

(議長)

よろしいですね。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー、これ議員全体会議の時からずっとこう流れて今、説明を受けておりますが。

まー、先程来から、あの一財源の部分で、室井議員も田畑議員の方も大変な出費について、これは税金で賄わなければならない。で、僕も全体会議に、簡単に副町長さんが2～300万というふうな答弁がございました。

で、その流れの中から、今日もそうですけど、他人事の様な答弁を町長さんされているんです。責任を感じています。全体会議もそうです。責任を感じています。

このお金は、先程来説明があったように町民のじえんこですよ。それに対して今、出費しなきゃならないということが今明確になった訳ですから、トップとして、町民と議会に謝罪するのが筋じゃないですか。

私の不手際で、こういう結果になりました。申し訳ございませんから、まず入るのが筋じゃないんですか。ただの1回も謝罪の言葉はございませんよ。

責任所在は、全く無いって考えているんですか。それとも担当課が、担当課長がやったから、私関係無いって事なんですか。

その辺とこ、町長どう考えているんですか。

(議長)

町長

「町長」

えー全員協議会の中では、あー謝罪の言葉を述べさせて頂いてますけれども、この場、本会議の場では、まだ発していないというところで、ま、あの一、予算審議の中での事でしたので、その場が無かったということで、ま、ちょっと先程、田畑議員とのやり取りの前段で、謝罪はすべきだったかなというふうに反省はしております。

えー、この度の事案に関しましてはですね、町民の皆様にご迷惑をお掛けしたという事で責任を感じているところでございます。

大変申し訳なく思っております。申し訳ございませんでした。

で、えー、その責任というのは私自身、強く感じてる事でして、役場を預かる立場として、しっかり法を犯してはならない、しっかり法に基づいて運営して行く、そして、そのことで町民の皆様にも不利益が無いようにということを常に心がけて仕事をし

なきゃいけない立場だというふうに思っております。

そういったことから、今後このようなことが起きないようにですね、もう一度、丁寧に、ま、今回は法を犯しているわけではありませんけども、しっかりですね、法の順守、或いは不適正事務を発生させない、そういったことに対して職員に対して指導して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

よろしいですね。

(増永議員)

はい。

(議長)

他に質疑希望。

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの一、前回の全員協議会でも私、この資料出して貰いたいと言った立場もありますし、今聞いても、ちょっとよく分からないので、ちょっと確認させて下さい。

えっと、全部の話を総合しますと、いや、設計業者、それから町、消防、ちょっと単純化して言えば3社それぞれ気が付くことがあった、という話もしました。

時系列を見ると集会場が、若しくは、いやいや小規模なので町民センターだっている事で行ったり来たりしている。これは、それ自体が当事者同士曖昧な事を言っていたのか、それとも勿論、技術的に法律的にそういう事も有ると言う事で、この時系列、それはそれでやむを得ない部分が有ったのか、いやいや、時々設計業者が判断ミスだったのか、消防側の方の判断ミスがあったのか、町側の方が判断ミスがあったのか、そこちょっともう少しですね、これ室井議員だったらもう、きっともっとハッキリ分かるのかも知れませんが、私よく聞いてて分かんないんですよ。

ついでに、あの新聞報道で、6月5日のこれ道新ですね。これも私読んで、よく分からなかったんですけど、この6月5日の時の8月の文書での事だと思うんですが、消防側は建築基準法に基づく建築確認の同意は、窓や出入り口などの構造に関するもので、消防法上の設備とは別と説明したという、うんぬんかんぬん。これも、どういうことなのか。

最後に、先程、設計業者と消防とですか電話のやり取りの記録が無いということ自体、それも中身的には大事なものだとする、それは、大っきな、そのペナルティーの部分なのか、注意するということと、ペナルティーを科すという事は、ちょっと違うと思うんですが、どういうふうに、その三者の責任度合いですね、これちょっとこ

れだったら、曖昧なままになっちゃう。三者痛み分け。それって、あり得ないんじゃないかなという気がするんですが、ちょっとそこら辺は、ごめんなさい、あの一分からないので私、説明お願いしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

え一分かりにくいというご指摘がありますけど、まず法律は2つ有りまして、建築基準法上と消防法上のお話でございます。

で、我々、えー建築基準法の方に関しては、しっかりこう整理はされていたんですけども、消防法上の整理がされていなかったというのが、まあ一つかなというふうに思っています。というのは、えー建築基準法上は集会場というふうに、してはおりませんで、町民センターということでした。

ただじゃあ、消防法上の位置付けがどうだったかということが、ちゃんと整理されずに、えー最後まで来たというのが現状かなというふうに思っています。

えーその都度、やはり、設計の段階で消防法上の位置付けがどうであるかということをしっかり協議した上で、えー消防法上に不備が無いように整備をしなければなりませんでした。

で、その一方で、えーその設計を終えて着工し、工事が進む中で、8月3日には令和5年の8月3日には消防、江差消防署から江差町役場に対して、消防法上、集会場ですと、なので消防設備が必要ですというような文書を江差町が受け取っています。

この時に、受け取った時に江差町役場で対応していれば、開業までには設置が可能だったのかなというふうに思っています。

で、経緯をいきますと、その後、令和6年3月に、失礼致しました。令和6年5月24日に江差消防署から別件で施設を訪問した際に、消防法上の集会場の設備が整っていないというのに気づいて、指摘をしたという所で、じゃあその間、消防署の側でどういう事が出来たのかということも考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。それぞれの段階で気付いて、修正して、修正というか訂正をして対応していれば、最後の最後まで開業ギリギリになるまで気付かなかったということにはならなかったのかなというふうに思っています。その、責任の所在がどこで有るかということですけども、第一義的には我々江差町、発注者として施設を開業させる我々に、責任があるというふうに思っております。

その一方で、じゃあ設計する段階で気付かなかったのかと、設計段階で消防法上の設備をしっかり組み込んで出来なかったのかというと、それはそれで出来たんじゃないかというふうに思っています。設計業者の側にも気付いて頂きたかったですし、

その間、消防署とも、もっと頻繁にやり取りをしていれば、こういう事態は招かなかったのかという事があります。

で、設計業者の側からは、4月去年の5月、令和5年の4月の段階で電話を消防とやり取りをしたと言うんですけども、それは、そういう供述はあるんですけども、それを裏付ける消防署側がその電話を受けた記録もない。

又、このやり取りを見て分かると思うんですけど、設計業者、日付けでですね、えー、例えば、令和5年2月27日には、コムズワークから檜山振興局建設指導課へ確認と日付けがはっきりしています。

ただ、消防署とコムズワークとのやり取りの中での電話というのが、4月の何日だったかという記録も無いというところで、じゃあそのやり取りがあったのか、無かったのかも含めて事実確認が出来ませんねという事で、えーそれが事実としては認定できなというところで、ま、それぞれの立場で気付けばよかった、訂正して消防法上の措置をしっかりと取ってれば、防げた事案だというふうに思っていて、繰り返になりますけども、第一義的には江差町役場の発注者としての責任が一番かなというふうに思っているところでございます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっと分からないのが1つ。

江差町にとっては、中々こういう建物、ましては集会場いやいや、集会場じゃない、もうちょっとこう町民センター的な、ま、そういう色々やり取りは、江差町としてはそんなに滅多に無い事ですからあり得るでしょう。

でも、このコムズワークさん、コムズワークという、えー設計業者は、どういう実績があるか分かりませんが、多分、似たような事って沢山世の中には有りますよね、きっとこれ、江差のような事例って滅多にない事例なんじゃないかな。

で、こういう事って、確かに多分、町側、消防側は迷ったかも知れませんがね、いい事じゃないんですけど、でも本来、基本設計委託を受けているコムズワークの方は、いやいやいやと、消防と建築はこういう事あるけど、じゃあこの前こうって、そんな事例って無かったんでしょうか。コムズワークの方で、今のような事調整するという義務、責任、無いんですか。

設計委託する時のどういうことをお願いしますという時に、そういう事も含めて有るんじゃないですか。ちょっとごめんなさいね。分からないで。

だから、今、町が一義的に責任有るっていうちょっと私、えって、今の流れから見ても、有れば有る程、設計業者の責任が問われるんじゃないのかなって、聞いてたら尚更思ったんですがどうでしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

えー只今議論となっているのは、責任の所在が第一義的というか、ま、責任の所在がどこなのかということをもっとはつきりすべきで、えー特に設計業者がどうであったのかというところに疑問を持たれて、ご質問されているのかなというふうに思っております。

今一度ですね、えー私自身も、まあ整理した中で今日、予算の提案をさせて頂いているところですけども、おー特に設計業者とのやり取り含めてですね、どういう事で有ったのか、今一度、整理をした中で、取るべき措置が有るのか無いのかも含めてですね、内部で協議をさせて頂いて、また議会の場で報告をさせて頂きたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

よろしいですね。

小野寺議員。

「小野寺議員」

分かりました。分かりました。

であれば、仮にですね、これも今日、議決するかしないかのギリギリのところまで来ています。で、飯田議員おっしゃったとおり、確かにこれ早く早くという側面もありますので、仮にですよ、今、町内で、えー町長の仰ったとおり、事業者の責任がやはり大きいということなれば、何らかの形で当然それに見合うものはしっかりと、何て言ったらいいんでしょう、補填、何、分からん、分からんけれども、少なくともそこは事後的にも費用については、事業者じゃない、設計業者の方に補填して貰うということも当然、私は必要な場合が出てくると思うんですが、それどうでしょうか。

これ曖昧なままで議決されると、私としては非常に悩んでしまう。悩んでしまう。どうでしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

えー、今この議会に提案させて頂いてるのは、正にこう早急にこの措置をしないと消防法上も不備が出て来てしまうというところで提案をさせて頂いております。

で、えー、その上で、じゃあ先程ご答弁申し上げましたけれども、設計業者としてのあり方がどうだったかというのを今一度、我々内部でしっかり整理をして、皆さんに説明できるようにして行きたいというふうに思います。

その整理をした段階で、じゃあ設計業者にどういう措置が有るのか無いのか含めて、先程と同じ答弁になってしまいますけれども、その点については、しっかりと皆さんにご理解頂けるような説明が出来るように、えー準備をして行きたいというふうに思っておりますので、まずは、この消防法上の関係で早急に対応させて頂くということで、今回提案して頂いているということをご理解頂ければなと思います。

(議長)

質疑希望ありませんので、えー質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第6号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

定刻の時間が迫っておりますが、全ての審議を終了するまで会議時間を延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、全ての審議が終了するまで、会議時間を延長することに決定致しました。

(議長)

日程第 12、議案第 5 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第 5 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一本化に伴い、北海道広域高齢、あっ失礼しました。北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

えーそれでは、えー議案第 5 号について補足説明致します。

えーと議案書 32 ページと、えー定例会資料 115 ページ、資料 7 をご覧下さい。

えーと広域連合の処理する事務及び規約の変更につきましては、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があるため、規約の変更の議決をお願いするものでございまして、えーマイナンバーカードと、えー被保険者証の一体化により、えー令和 6 年 12 月 2 日から、これまでの被保険者証が廃止になることに伴い、制度の運営主体であります北海道後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要性が生じたもので、具体的内容と致しましては、規約の 4 条を改め文のとおり改正し、えー 19 条第 2 項中の別表 2 を別表に改め、別表 1 を削り、別表 2 を別表とするものです。

えー規約の施行日につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道知事の許可の日からとなります。

以上で、補足説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13号、同意第1号から日程第23、同意第11号までの農業委員会委員の任命についての11件は関連がありますので、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

只今、一括上程となりました同意第1号から同意第11号、江差町農業委員会委員の任命についてでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、江差町農業委員会委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

同意第1号につきましては、江差町字水堀町210番地、佐藤弘志氏、昭和32年4月2日生、67歳。

続いて第2号、江差町字中網町13番地、畠山克朗氏、昭和36年3月5日生、63歳。

同じく第3号、江差町字鯨川町17番地、山口艶子氏、昭和31年7月21日生、67歳。

第4号、江差町字越前町102番地、笠原一雄氏、昭和27年4月26日生、72歳。

第5号、江差町字越前町146番地、鈴木朝雄氏、昭和27年7月24日生、71歳。

第6号、江差町字小黒部町20番地、佐藤均氏、昭和23年3月21日生、76歳。

第7号、江差町字中網町48番地、長尾徹氏、昭和50年3月29日生、49歳。

第8号、江差町字水堀町234番地、村田雄一氏、昭和23年11月4日生、75歳。

第9号、江差町字鯨川町377番地、澤口朝幸氏、昭和57年5月26日生、42歳。

第10号、江差町字水堀町343番地、小笠原裕章氏、昭和45年3月9日生、54歳。

第11号、江差町字豊川町62番地24、太田誠氏、昭和33年8月29日生、65歳。

以上、11名の方々でございます。

ご審議の上、ご同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに一括採決致します。

採決は起立で行います。

同意第1号から同意第11号までの、農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立、全員であります。

よって、同意第1号から同意第11号は、原案のとおり同意することに決定致しました。